

岩手県告示第344号

水防法（昭和24年法律第193号）第16条第1項の規定により、次のとおり水防警報を行う河川を指定した。

令和7年5月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 河川名 一級河川北上川水系米内川

2 指定区間

（1） 左岸 盛岡市上米内字畑井野104番35地先（畑橋）から盛岡市浅岸字橋場1番3地先（中津川合流点）まで

（2） 右岸 盛岡市上米内字畑50番4地先（畑橋）から盛岡市下米内一丁目77番1地先（中津川合流点）まで